

# 《参考資料》

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### （国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （連携、情報の提供等）

第 5 条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### （再犯防止啓発月間）

第 6 条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

#### （再犯防止推進計画）

第 7 条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

- 第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

- 第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることが出来るよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成 28 年 12 月 6 日  
参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。
- 2 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する。

# 再犯防止推進計画

(国の計画の概要：平成29年12月閣議決定)

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点分野と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

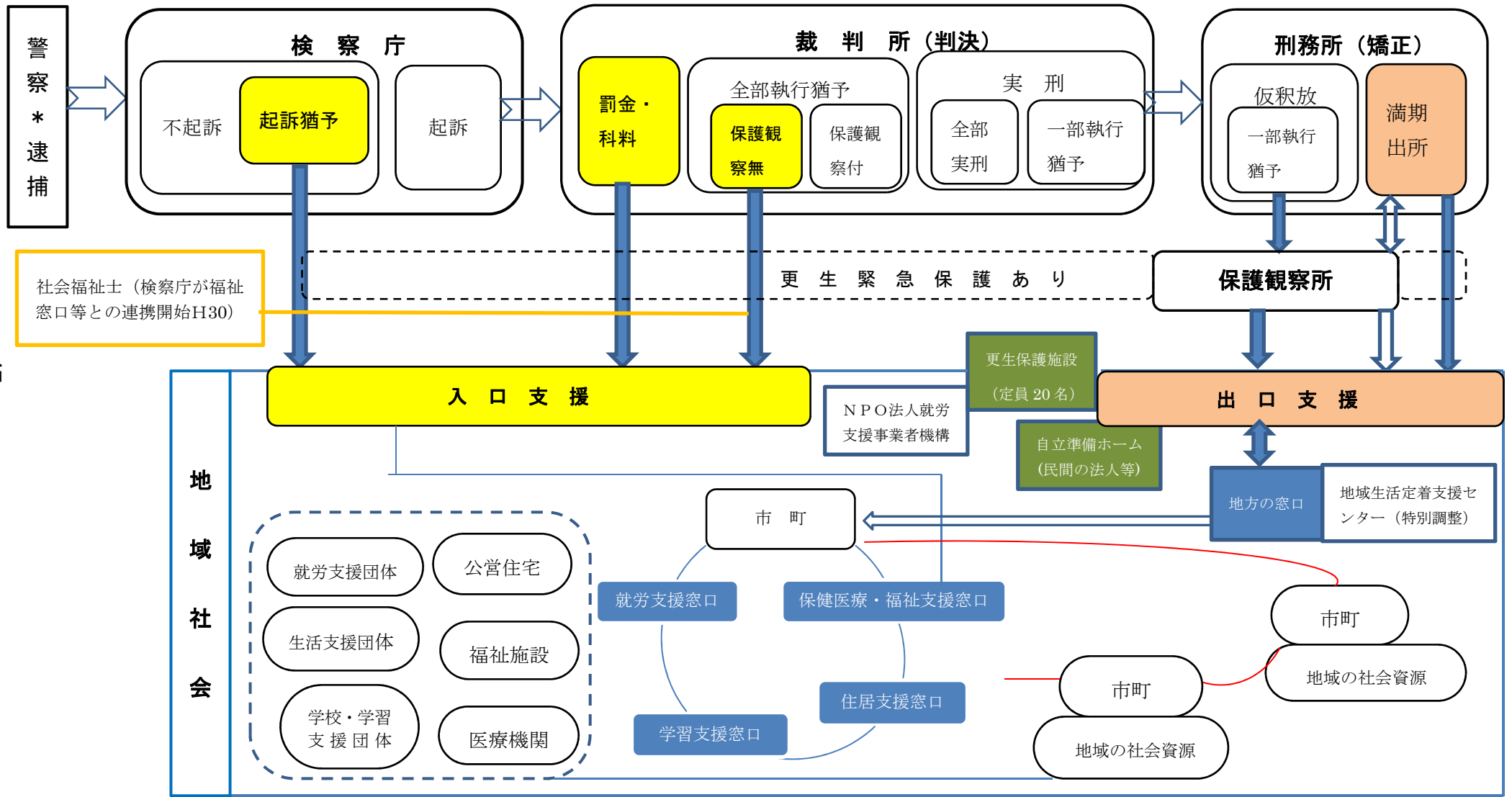
- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

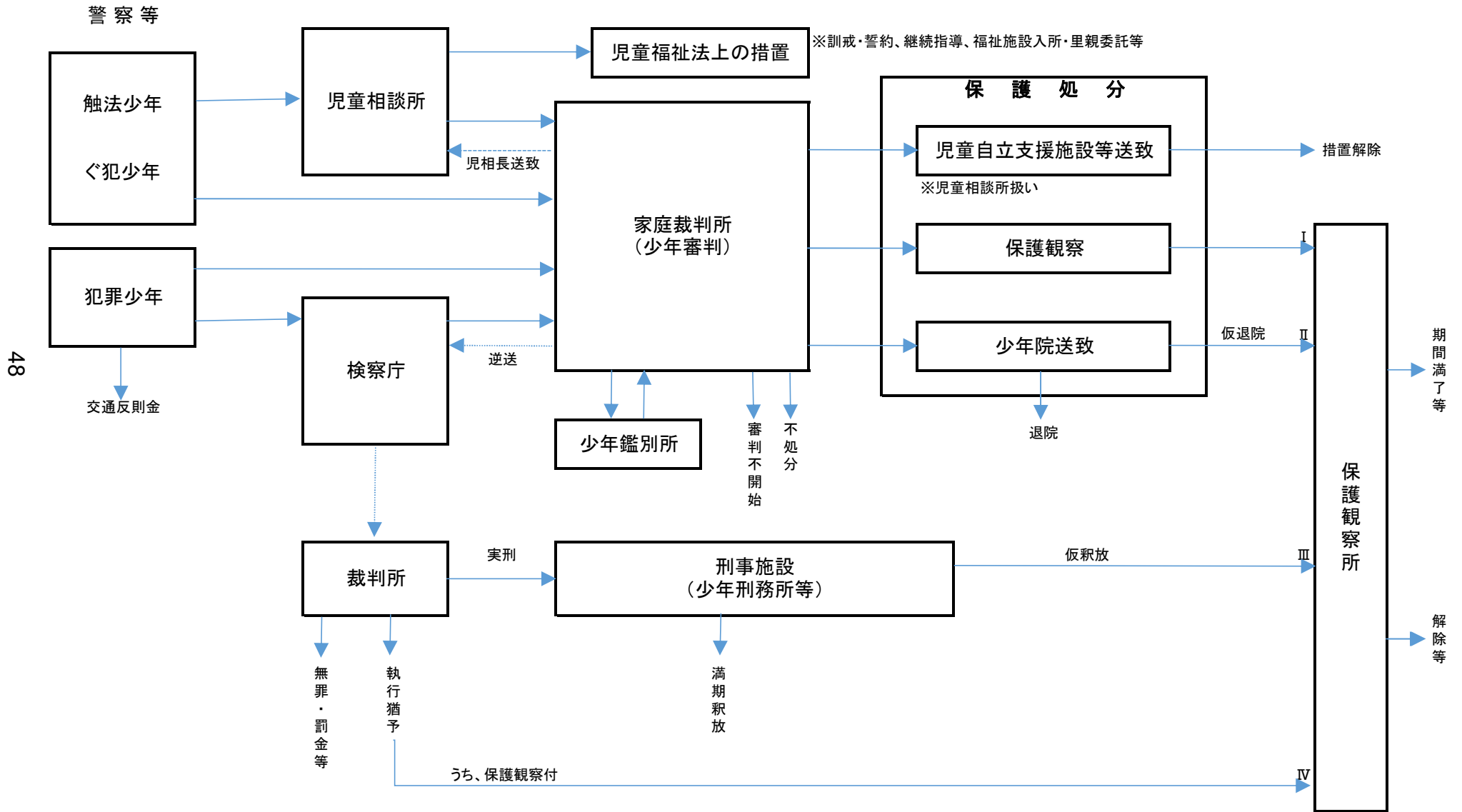


政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

# 刑事司法手続きの流れ概要・各刑事司法関係機関と地方公共団体との連携



# 非行少年に関する主な手続き



## 国等における再犯防止関係機関

機関名	業務内容
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。愛媛県には松山刑務所及び松山刑務所西条刑務支所がある。
検察庁	刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する等の検察官の行う事務を統括する機関。
更生保護サポートセンター	保護司や保護司会をはじめ、更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行う。
更生保護施設	刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。県内には愛媛県更生保護会（雄郡寮）がある。
コレワーク	受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センター室。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。県内には松山学園がある。
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。県内には松山少年鑑別所がある。
保護観察所	地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察等の業務を行う機関。



## コラム1 松山地方検察庁の入口支援の取組みについて

(松山地方検察庁)

### ■ 検察庁の業務と入口支援について

検察庁は、捜査・公判（刑事裁判）を主な業務とする国の機関です。捜査や公判という刑事手続において、起訴猶予処分により釈放される被疑者や、全部執行猶予や罰金の判決により釈放される被告人の中には、高齢、障害、生活困窮等の事情により、社会復帰のために支援を必要とする人たちがいます。また、身体を拘束されていない被疑者等にも支援を必要とする人たちがいます。そうした人たちが円滑に社会に復帰することができるよう、松山地方検察庁では、刑事政策推進室を本庁に設置して担当職員が対応に当たっています。

なお、検察庁が取り組む支援は、刑務所などの矯正施設における処遇を受けていない人を対象としており、その支援のことを『入口支援』と呼んでいます。

### ■ 刑事政策推進室の活動について

刑事政策推進室では、事件を担当する検察官から対象者について相談を受けた場合、どのような支援が必要か、その支援のためにはどうすればいいかなど検討を行い、必要な対応をとっています。

なお、担当職員に福祉分野の資格を有する者がいないことから、支援の検討に当たって問題や困難があるときは、専門家である社会福祉士の方に依頼してアドバイスを受けるなどしています。

例えば、釈放後の住居がないなど一定の事情を有する対象者については、本人の同意を得た上、保護観察所が行う更生緊急保護につなぐ手続きをとり、その他の場合は、市や町の担当部署や地域で活動されている団体等に連絡して、必要な情報の教示や対応をお願いするなどしています。

つなぎ先との間で調整ができた場合でも、それをもって安心することはできず、対象者が、予定どおり窓口に行かないケースもあります。そのような場合は、再度つなぎ先と調整するとともに、対象者に対して適切に対応するよう促したり、それでも十分でないと思われるときは、職員が対象者に付き添い、つなぎ先の窓口まで同行するなどしています。

### ■ 連携・協力について

被疑者が逮捕・勾留されている事件については、法律で拘束期間が決まっており、釈放までの日にちが少ない状況下で支援についての検討・調整を行う必要があるため、急な相談や対応を関係する機関や団体等の方々にもお願いすることもあります。

しかし、対象者の円滑な社会復帰を促進することは、再犯の防止につながるものであり、ひいては社会生活の平穩に結びつくことから、今後も円滑な社会復帰支援の重要性について地域社会の理解を得ながら、関係機関等との連携・協力をさらに進めていくことが大切だと考えています。

## コラム2 地域の再犯防止推進に向けて更生保護サポートセンターに期待されることについて

(松山保護観察所)

### ■ 更生保護サポートセンターとは

更生保護サポートセンター（以下「サポセン」といいます。）は、保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関とのネットワークの構築等を行っています。多くは公的な建物等に設置されており、主に個々の保護司の処遇活動の支援や面接場所の提供、地域と連携した活動を行っています。ただし、各地区保護司会の実情に応じて、保護司会が自主的に運営しているものですので各サポセンの機能は全てが同じというものではありません。

サポセンの設置は平成20年度から全国各地で始まり、愛媛県では平成23年6月、今治地区保護司会に初めて設置され、平成31年3月までに県下で全ての各地区保護司会にそれぞれ対応して12か所に設置されました。設置の効果として個々の保護司の処遇活動の支援だけでなく、保護司会事務の合理化や保護司会活動等の活発化、更生保護関係者との連携が進んだなどの意見が寄せられています。

### ■ 企画調整保護司の1日

サポセンには保護司として経験豊富な企画調整保護司が駐在しております。ある企画調整保護司の1日をご紹介します。

- 9:00 サポセン到着。引継事務の確認。
- 10:00 新人保護司が来所。同保護司の担当ケースの相談し助言を行う。
- 11:00 市役所福祉担当者が来所し、障がいのある保護観察対象者に関する支援会議の事前打合せ。
- 12:00 休憩時間。
- 13:00 午後は、もう一人の企画調整保護司が来所し2人体制となる。
- 13:30 更生保護女性会員が研修資料作成のため来所。資料作成を手伝い、“社会を明るくする運動”街頭広報の打合せ。
- 14:00 面接室の予約をしていた担当保護司及び保護観察対象者が来所。お茶を出し、面接には同席せず事務室で待機。
- 14:30 面接終了。担当保護司及び保護観察対象者を見送る。
- 14:40 保護司候補者検討協議会の参加者び日程の打合せ。
- 15:00 “社会を明るくする運動”推進委員会の資料等準備作業。
- 15:45 日誌作成。
- 16:00 駐在終了。

### ■ 効果的な地域活動と再犯防止推進のために

安心・安全なまちづくりのため保護司による地域活動が、効果的に展開されるよう地方公共団体を始め地域の関係機関・団体との連携を一層深める必要があります。

保護司会が地域活動を企画する際は、保護司会のニーズはもちろんですが、地域の犯罪・非行情勢や地域、あるいは地域住民が抱えるニーズ等も踏まえて「どのような機関から、どのような協力を得る活動にしたいか」など目的を明確にして検討していくことが重要です。一般的には“社会を明るくする運動”、薬物乱用防止教室、ケース検討会、協力雇用主の開拓等の活動が行われており、なかには、いじめや非行の問題がある中学校と協議を重ね、挨拶運動や中学生との対話集会を通じた居場所づくりに取り組んだり、地域住民の孤立や孤独を防ぐため、住民相談や住民が交流してコミュニケーションを深める事業に取り組んだりしている事例も見られます。

そこで、地域での具体的な保護観察対象者等に対する福祉支援事例などを通してサポセンに地方公共団体や社会福祉機関の職員等が往き来し、またはサポセンで支援会議等を開催することなどにより、サポセンが顔つなぎと互いに顔の見える連携の場として、さらに地域活動の企画や実施の土台としての活用が期待されます。

しかも、再犯防止推進法の施行を受けて国、地方、民間の一層の連携のもと、再犯防止施策の推進を県下の市及び町レベルでくまなく実施するため、民間協力者が運営する県下12のサポセンは重要な位置付けにあるといえます。

## コラム3 保護観察対象者（薬物事犯者）の特性に応じた指導・社会復帰支援について

（松山保護観察所）

### ■ 薬物依存について

「依存」という言葉に、本人だけではなく、周囲の人も違和感を覚える場合がありますが、薬物依存は人間関係という依存とは全く違います。一度、薬物を使用してしまえば脳に少なからぬ影響が生じます。薬物依存は、性格や意志が弱いせいではなく、衝動的行動を引き起こす脳の病気（脳機能障害）であり、再発を伴う慢性疾患ですので完治はしません。しかし、正しく対処すれば、依存から回復し通常的生活を送ることができます。

### ■ 刑の一部の執行猶予制度の施行等について

平成28年6月1日から、「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（以下「薬物法」といいます。）が施行され、受刑者の社会復帰促進や保護観察による再犯防止等を目的とした刑の一部の執行猶予制度が同日から実施されています。

なお、「刑法等の一部を改正する法律」に基づき一部猶予の判決を受けた者は前に刑務所で服役したことがないなどのいわゆる「初入者」であり、執行猶予の期間中、保護観察を付すか否かは裁判所の裁量です。一方、「薬物法」に基づき同判決を受けた者は初入者以外のいわゆる「累犯者」であって、かつ、薬物の自己使用等の罪を犯した者に限られ、この場合は執行猶予の期間中必ず保護観察に付されることとなります。

刑の一部の執行猶予制度の導入により裁判所が3年以下の懲役・禁錮を言い渡す際、刑の一部につき執行を1年以上5年以下の間猶予することが可能となりました。例えば「懲役2年、うち懲役6月につき2年間保護観察付執行猶予」という言渡しの場合、懲役2年のうち1年6か月は刑事施設に収容されて受刑し（この間に仮釈放される場合もあります。）、残りの6か月については、社会内で2年間の執行を猶予され、その間保護観察に付されます。刑の一部の執行猶予制度施行前において、仮釈放になっても、多くの場合その期間が比較的短いことから、十分な社会内処遇（保護観察）が困難であると指摘されてきましたが、刑の一部の執行猶予に関する法律の導入により長期の間、社会内において保護観察を行うことが可能となりました。

#### ■ 薬物事犯者に対する社会内処遇と地域支援について

刑務所を出所した者のうち、覚せい剤事犯者が再び刑務所に入所する割合は、他の罪名と比べ高く、出所後5年以内に約半数が再入所しており、薬物事犯者に対する再犯防止施策はひととき重要となっています。

保護観察所において、薬物事犯者に対して認知行動療法に基づき薬物に対する正しい理解や断薬を継続するための生活環境の改善等を目的とした「薬物再乱用防止プログラム」を実施しておりますが、同プログラム実施時に断薬意志を強化する目的で「簡易薬物検出検査」を義務付けています。

刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、刑務所内での薬物指導から引き続き、社会に出ても、薬物事犯の一部猶予者に対して長期にわたり同プログラムによる薬物指導を実施しています。また、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき薬物事犯者を愛媛県心と体の健康センター（精神保健福祉センター）、医療機関、ダルク等の関係機関・団体につなぎ、保護観察期間満了後も引き続き、薬物事犯者が支援を受けることができるよう働き掛けや調整を行っています。

### コラム4 出所後の生活を見据えた「総合的な就労支援」の取組について

（松山刑務所）

このコラムをお読みいただいている皆様は、刑務所が行う就労支援について、どのようなイメージをお持ちでしょうか。「刑務所で就労支援をしていることは知らなかった。」と言われる方や、就労支援イコール職業訓練とお考えいただく方もおられると思います。当所は、全国で7施設しか指定を受けていない「総合訓練施設」として多様な職業訓練を実施しています。その特色を含めて、今回は、松山刑務所の「総合的な就労支援」についてお話しします。

直接的な就労支援の主なものは「職業訓練」のほか「在所中の出所後の就労先内定」です。この場合、就労は就職と同じ意味合いです。当所は「公共職業安定所（ハローワーク）職員」に常駐していただき、御指導をいただきながら、在所中の就労先内定策を強力に推し進めています。それには、刑務官の担当職員を指名し、更には、キャリアコンサルタント等の専門性を有する就労支援スタッフを配置するなどして、就労先の確保や面接要領の指導、履歴書の書き方などの必要な指導を行うと共に、所内で企業幹部の方に直接採用面接をしていただくなどの積極策を講じることが奏功しており、年々在所中に就労先を決める例が増えています。出所時にすぐに働ける場所があることは、再犯可能性の低減に大きく寄与するものですので、今後とも、各関係機関や協力雇用主（全国の保護観察所に登録され、犯罪をした者の立ち直りを雇用面で支えてくださる企業）等多くの皆様の御協力を得て拡大をまいります。

その上で、就労支援は、再犯防止により効果的で、継続的なものでなければなりません。そのため、これまで以上に個人と職のマッチングや継続にも意を用いることとしております。ですので、例えば、本年度、当所内で実施した「就活プロジェクト in 松山」

(企業幹部の方を複数社お招きして、大勢の受刑者が直接企業の方から自社の説明や、望ましい職業観などについてお話していただき、採用内定まで双方に働き掛ける取組)において、当所の職業訓練で「介護福祉士実務者研修」を修了した人が、同就活プロジェクトに参加いただいた介護事業所での就労を希望し、在所中に採用内定した事例など、できるだけ就労支援を当該本人のスキルや意向を踏まえたものとして、継続的な就労に結びつけようとする取組や、刑務所内の作業においても、職業訓練で、理容師免許を取得した人は理容の刑務作業を、ビルハウスクリーニングの訓練を修了した人は所内の清掃の作業に、介護の訓練を修了した人は、高齢者等の介護をする作業に、訓練でボイラーの資格を取得した人は、所内でボイラーを扱える作業場で就業させる等、その資格等を生かした経験を積ませて、就労のいわば疑似体験をさせ、出所後の就労や就労の継続に自信をつけさせ、自身の自己肯定感を高めさせる処遇を展開しています。

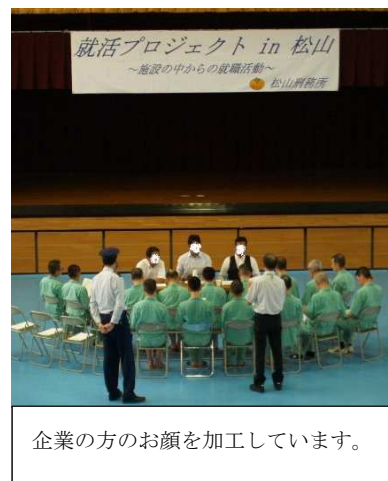
更には、「就労支援」には、もう一つの柱として「就労支援指導」があります。

出所後の就労先での円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法などを、外部講師を含めた職員の指導や、生活技能訓練(SST)において、その場に応じた挨拶等の振る舞いや、自分の意に沿わない酒席に誘われた場合の断り方などを、当該受刑者同士の話し合い(ロールプレイ手法)などで学ばせています。

そして、「就労支援」と「就労支援指導」を全て含めた取組を「総合的な就労支援」と解しています。

以上のとおり、今後も、出所後の生活を見据えた就労支援は「就労支援」と「就労支援指導」を一体とした「総合的」なものとするべく、職業訓練での資格取得や、技能の習得を図らせ、その資格や技能を生かして出所後の就労につなげ、更には、その就労先で、継続して働く(ける)ため、内面やコミュニケーションスキルを磨かせることをも含む取組としてまいります。

今後とも、松山刑務所の「出所後の生活を見据えた「総合的な就労支援」の取組」に御理解と御協力を賜れば幸いです。



## コラム5 高齢女性受刑者に応じた指導・支援について

(西条刑務支所)

松山刑務所西条刑務支所は、明治9年、現在は愛媛県立西条高校のある西条藩陣屋敷跡の警察出張所の懲役場を西条監獄場と改称して誕生しました。明治31年に現在は西条市総合文化会館がある場所に移り、平成4年、現在地の玉津に移転しました。

戦後のモータリゼーションと共に、男性の道路交通関係事犯受刑者を収容する施設として歩んできた西条刑務支所は、平成26年11月から、四国で唯一、女子受刑者を収容する施設にその役割を変えて、現在に至ります。

西条刑務支所の女子受刑者の収容定員は78名のところ、現在約60名の女子受刑者を収容しています。男子受刑者は、犯罪傾向が進んでいるかどうか、刑期が10年を超えるか超えないかなどにより、収容する施設を異にしますが、女子受刑者は、全国11箇所にある女子刑務所や女子刑務支所に「女性」であることを理由に収容しており、犯罪傾向の進捗や刑期によって分けて収容されないことが男子受刑者と異なるところです。

西条刑務支所では、約半数が犯罪傾向の進んでいない者であり(初めて刑務所に入所した者の数とほぼ同じ)、約半数が犯罪傾向の進んでいる者です。罪名は、窃盗罪が約半数を、続いて覚せい剤取締法違反などの薬物事犯が約3割を占めています。その他に殺人罪、傷害致死罪、放火罪、詐欺罪、道路交通関係事犯などを収容しています。刑期は、罪名に応じて長短あり、長い者は10年以上、短い者は1年未満のところ、平均刑期は2年4月です。

女子受刑者の処遇における課題として、一般社会と同様、「高齢化」に直面しています。女子受刑者の平均年齢は51歳を超え、65歳以上の女子受刑者は全体の約3割近くに達し、最高齢は87歳です。

高齢受刑者もやがて刑期を終えて社会復帰するところ、身体機能が低下することに

より健康を損なうことなどを防ぎ、その者の円滑な社会復帰に資するため、「ロコモ対策」に取り組んでおり、理学療法士の指導等のもと、概ね週2回、1回30分程度、マットの上で四肢及び体幹の筋肉の伸張性を高める「のび体操」をしているほか、歯科衛生士による口腔衛生指導を行っています。

また、社会復帰した際に親族等による支援が期待できない者については、出所後に福祉的機関のサービスや支援が受けられるように、受刑中に出所後の環境調整に取り組んでいます。社会福祉士が、保護観察所や地域生活定着支援センターなどの関係機関と連絡調整して、その者の出所後の生活基盤を整えてもらい、必要に応じて障がい者手帳の取得などの支援も行っています。また、就労可能な者については、就労支援スタッフが、公共職業安定所（ハローワーク）や協力雇用主などの協力企業と調整をして、受刑中における就職先の確保に尽力しています。

受刑生活においては、様々な要因でストレスを抱え、その正しい対処ができない女子受刑者が多数おり、これとは別に摂食障害や被虐待経験及び性被害による心的外傷を有する者もいるところ、看護師による健康相談における助言を通じ、女子受刑者が自分自身の問題性に目を向け解決法を身に付ける糸口を模索しています。

このような取り組みは、「地域連携事業」と題する予算措置等により、西条刑務支所の所在する地域で働いている各種専門家（社会福祉士、就労支援スタッフ、看護師、理学療法士、歯科衛生士、薬物依存の処遇カウンセラーなど）に、非常勤の国家公務員として西条刑務支所で勤務していただくことで、西条刑務支所が、所在する地域の医療や福祉等の機関と連携するネットワークを構築し、また、「地域連携事業」等に携わる各種専門家が、女子受刑者に対する理解を深め、やがて地域社会に帰る女子受刑者の理解者として、地域にその知見を広めていただくことを企図しているものです。

女子刑務所として6年目を迎えた西条刑務支所は、これからも、地域社会の中で、女子受刑者の再犯防止と処遇の充実を図って参りますので、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



## コラム6 松山法務少年支援センターにおける地域援助業務について

(松山少年鑑別所)

松山少年鑑別所は、愛媛県松山市吉野町にあり、少年院である松山学園に隣接しております。松山少年鑑別所では、主に3つの業務に取り組んでおります。まず、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うことです。次に、観護措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うことです。第三に、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことです。

第三の業務は、地域援助業務と呼ばれ、松山法務少年支援センターという名称で活動しております。地域援助業務につきましては、非行等や、思春期における行動理解に関する知識等を活かし、少年御本人や保護者の方等、個人からの御相談に応じています。また、児童福祉機関、学校・教育機関、青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等の御依頼に応じて、地域社会における非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動支援等を行っております。

具体的には、少年御本人や保護者の方からの電話相談や御来所での相談、教育や福祉

の関係機関等の依頼に基づく事例検討会等への参加、法教育等の授業の実施、各種研修や講演への職員派遣等が挙げられます。今後も、少年の健全育成や再犯防止に資するよう、各関係機関と連携し、地域に根差した活動を実践していきたいと考えております。



▲松山法務少年支援センターの外観



▲地域援助業務のキャッチフレーズとマーク

## コラム7 松山学園における出院後の修学に向けた取組と学校等との連携について

(松山学園)

松山学園は家庭裁判所において第一種少年院送致決定（短期間又は特別短期間の処遇勧告）を受けた少年を收容し、これらの少年に対して、改善更生と円滑な社会復帰を実現するための矯正教育と必要な支援を実施しています。

少年院では、生活指導、職業指導等の様々な指導を実施していますが、これら指導の一つに教科指導があります。この教科指導では、義務教育未修了者や義務教育は修了しているものの、社会生活に必要な基礎学力を身に付けていない少年に対して教科に関する指導を行っています。また、教科指導と並行して出院後に中学校への復学等が見込まれる少年、義務教育は修了、又は在院中に修了する見込みで、高校への復学、進学等を希望している少年に対して、本人の希望を受け、復学に向けた関係機関との調整、転学又は入学のための受験に係る調整といった修学支援も行っています。

「数学も一人でやっていたらイライラするけど誰かと一緒にやったらめっちゃ楽しく感じます。何でか分かりません。社会にいるときからこの楽しさに気づいていたら少しは違った生活だったんだろうなと思います。」

これはある少年が職員との面接で話したことです。

別の在院者は、

「先生、僕、高校を受験しようと思います。そして必ず卒業します。」

こう言って出院していきました。

教科指導を受けて、こういった感想を述べる少年は意外と多いのです。家族や友達から離れ、冷静に自分を見つめ直すことができ、常に傍らに教官がいて指導を受けられる環境の中で、これまで嫌で仕方のなかった勉強が、楽しいと感ぜられるようになるのです。少年は面接の中で、「何でか分かりません。」と表現していますが、教科指導を受けることで、学ぶ楽しさ、知識が増える喜びを実感できたのではないのでしょうか。私たちは、彼らが、出院して中学校に復学した後も、学ぶ楽しさを持ち続けてもらいたいし、高校を受験してもらいたい、そして卒業してもらいたい。彼らのこの気持ちを大切に持ち続けてもらいたいと強く願っています。

そのために、私たちは、彼らの学びの意欲をより高めていけるように教科指導の内容の充実を図るとともに、在院中から少年院での生活状況、学習の状況等について学校等と情報の共有を図り、保護者も交えて復学に向けての調整を積極的に行っていかなければなりません。

さらには、彼らが帰っていく地域社会に、彼らの学ぶ意欲をサポートしていただける環境があれば、中学既卒者の高校受験に向けて非常に心強いサポーターになるに違いありません。



このように少年院と学校、地域社会が連携して円滑に彼らの学びの場を提供していくことが円滑な社会復帰、再非行の防止につながると考えます。今後も引き続き彼らに学習の楽しさを実感させられる指導、また、その気付きを社会生活に引き継いでいくための支援に全力を注いでいきたいと思いません。

◀松山学園のシンボルトリー（銀杏）

## コラム8 愛媛県更生保護会における被保護者の処遇状況について

### （更生保護法人愛媛県更生保護会更生保護施設）

愛媛県更生保護会（愛媛県松山市所在。以下「当保護会」という。）は、更生保護施設として、刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが難しい人たちに対して、一定の期間、宿泊供与に加えて、食事の給与、就職の援助、相談・助言（生活指導等）等の保護を行うことにより、社会生活への円滑な移行を指導援助しています。

このような施設運営を実現し、生きた現実の社会の中で、各種の犯罪をした刑務所出所者等の自立更生を援助等していくためには、広く地域社会の理解と協力を得なければ、十分な効果を挙げることは望むべくもありません。このため、当保護会では、施設内の「地域交流室」を地域住民等のレクリエーション及び各種行事等のために開放しているほか、毎年5月に開催する「雄郡寮ガレッジセール」では、被保護者（寮生）の自立更生と当保護会の地域共存を目的として、当保護会の駐車場及び地域交流室等を会場に充て、多数の地域住民等の来場を得て、バザー等各種のふれあいイベントを行うなどして好評を博し、地元の雄郡地区の初夏を飾る恒例行事として定着するに至っています。

ところで、平成31年1月から令和元年12月までの1年間における当保護会の新規入会人員（実人員）を属性別に見てみると、入会者総数83人のうち、高齢犯罪者が12人（総数の14.5%）、障害のある犯罪者が16人（同19.3%）で、この両者を合わせると3割強を占めているなど、被保護者の高齢化等が進んでいることがうかがえます。

この傾向は、今後更に加速されるものと予想されますが、当保護会では、これら的高齢犯罪者及び障害犯罪者の再犯防止と円滑な社会復帰を促進するとともに、その再犯率の減少化を図ることを目的として、これら高齢犯罪者等を積極的に受け入れて、就労が可能な者には、一般就労又は障害者就労継続支援事業B型・A型を勧め、就労の困難な者に対しては、「自己肯定感」の高揚を始めとする生活力育成支援の一環として、①「高齢者等生きがいがづくり農園作業」、②「健康づくり体操」、③「コラージュ療法」、④地元町内会（自治会）等主催の「高齢者学級」及び「盆踊り」等への参加等を勧めるなどの取組を行っています。



とりわけ、「高齢者等生きがいがづくり農園作業」は、生きる意欲につながる生きがいを見だし、地域の住民と触れ合っていく中から、退会後に、生活保護を受けながら「居場所」と「出番」と「生きがいがづくり」を確保できるようにし、もって、再犯防止と着実な更生につなげていくという観点から考えたものであり、地元保護司会会長、更生保護女性会会員、近隣住民の協力を得て、新しい試みとして、平成30年8月から始めたものです。

◀愛媛県更生保護会

## 用語解説

<b>あ行</b>	
入口支援	起訴猶予者や全部執行猶予者等の矯正施設における処遇を受けていない者への支援。
えひめ若者サポートステーション	厚生労働省および愛媛県から受託して若年無業者の就職支援を行う機関。係りつけ相談員による個別相談の他、セミナー、ジョブトレーニングなどを実施。
<b>か行</b>	
仮釈放	刑事施設に収容されている者を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度。保護観察に付される。
起訴猶予者	被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとして検察官により不起訴処分にされた者。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、保護観察対象者等）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行う。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
刑法犯	刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。）※ ※ 刑法のほか、以下に規定する罪を含む。 爆発物取締罰則（明治 17 年太政官布告第 32 号）、決闘罪二関スル件（明治 22 年法律第 34 号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和 5 年法律第 9 号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和 45 年法律第 68 号）、火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和 47 年法律第 17 号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和 53 年法律第 48 号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 103 号）、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成 7 年法律第 78 号）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）
検挙人員	警察が検挙した事件の被疑者の数。 ※検挙：犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。
更生緊急保護	刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない場合等に、本人の申し出により、保護観察所長が緊急的に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。



更生保護法人	更生保護事業を営む民間の団体。県内には、更生保護法人愛媛県保護観察協会及び更生保護法人愛媛県更生保護会がある。
心と体の健康センター	精神保健福祉法第 6 条に規定された県の精神保健福祉に関する技術的中核機関。精神保健福祉に関する知識の普及及び調査研究、精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務局の役割、精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等を行う。
さ行	
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	2度以上刑法犯により検挙された者。
執行猶予者	刑の全部又は一部の執行を一定期間猶予する旨の判決を受けた者。
児童相談所	児童福祉法第 12 条に基づく児童福祉の専門機関。県内には県が設置する児童相談所が3か所ある。市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする。
児童自立支援施設	非行のほか、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を対象に、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施する施設。県内には県が設置する施設が1か所ある。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題の解決に向け、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいる。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
住宅セーフティネット制度	民間の空き家・空き室を活用し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援を目的とした制度。
受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。
就業支援事業者機構	事業者の立場から、就労支援対象者を支援し、再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、その円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする機関。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年。
少年警察ボランティア	警察署長等から「少年警察協助手員」等として委嘱された地域のボランティア。少年の非行防止と健全育成のため、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動等地域に密着した活動を行っている。
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年問題に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員を中心に、関係機関と連携しながら、少年の健全育成と非行防止に向けた活動を行っている機関。
少年審判	罪を犯した少年などに過ちを自覚させ、更生させることを目的として、本当に非行を犯したかどうかを確認した上、非行の内容や個々の少年の抱える問題性に応じた適切な処分を選択するための家庭裁判所における手続。
ジョブカフェ愛媛work	概ね15歳から39歳と40歳前半でサポートを希望する人を対象に、就職等に関する様々なサービスを提供する機関。愛媛県若年者就職支援センター。
自立援助ホーム	義務教育を終了した主に15歳から19歳までの少年が入居し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導及び就業の支援等を行う児童福祉法上の

	事業。児童相談所を通じて入居調整が行われる。
自立準備ホーム	平成 23 年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録された NPO 法人等に対し、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所のこと。帰る家のない犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる。
スクールサポーター	警察官を退職した者等で警察署等に配置され、学校を訪問するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。
生活困窮者自立支援制度	平成 27 年 4 月から開始した生活全般にわたる困りごとの相談支援制度。全国に相談窓口が設置されており、働きたくても働けない、住む所がないなど、一人ひとりの状況に合わせ、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。
<b>た行</b>	
地域生活定着支援センター	矯正施設を退所した後、高齢又は障がいのために自立した日常生活を営むことが困難な人に対し、福祉サービス等の利用の支援を行うための機関。各都道府県に設置され、本県では愛媛県社会福祉協議会に委託している。
地域包括支援センター	市町が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法）
出口支援	矯正施設を出所等した者への支援。
特別調整	高齢者（概ね 65 歳以上）又は障がいを有する刑務所入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと。 （参考） 一般調整：特別調整以外の生活環境の整備を行うこと。
<b>な行</b>	
認知件数	被害の届出等により、警察が発生を認知した事件の数。
<b>は行</b>	
ハローワーク	就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担い、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する国の機関。
犯罪少年	犯罪行為をした 14 歳以上の少年。
犯罪をした者等	犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者。
BBS 会	兄や姉のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体。
附帯決議	政府が法律を執行するにあたっての留意事項を示したもの。
保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
保護観察期間	保護観察処分少年：20 歳まで又は 2 年間 少年院仮退院者：原則として 20 歳に達するまで 刑務所仮釈放者：残刑期間 保護観察付執行猶予者：執行猶予の期間
保護司	犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の一般職国家公務員で給与は支給されていない。
保護処分	家庭裁判所の少年審判により行われる処分。少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察処分がある。
補導（少年）	少年の健全育成に資するため、必要な指導や助言を行い、又はその保護者に対し必要な連絡を行うこと。

## 支援機関等連絡先一覧

### 刑事司法関係機関

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山地方検察庁	790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111	刑事政策推進室
松山保護観察所	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	企画調整課
松山刑務所	791-0293	東温市見奈良1243-2	089-964-3355	処遇部処遇部門
松山少年鑑別所	791-8069	松山市吉野町3860	089-952-2841	
松山学園	791-8069	松山市吉野町3803	089-951-1252	
高松矯正管区	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4455	更生支援企画課

### 職業紹介・就労支援関係機関

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山公共職業安定所	791-8522	松山市六軒屋町3-27	089-917-8609	
今治公共職業安定所	794-0043	今治市南宝来町2-1-6	0898-32-5020	
八幡浜公共職業安定所	796-0010	八幡浜市松柏丙838-1	0894-22-4033	
宇和島公共職業安定所	798-0036	宇和島市天神町4-7	0895-22-8609	
新居浜公共職業安定所	792-0025	新居浜市一宮町1-14-16	0897-34-7100	
西条公共職業安定所	793-0030	西条市大町315-4	0897-56-3015	
四国中央公共職業安定所	799-0405	四国中央市三島中央1-16-72	0896-24-5770	
大洲公共職業安定所	795-0054	大洲市中村210-6	0893-24-3191	
愛媛労働局職業対策課	790-8538	松山市若草町4-3	089-941-2940	
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	ジョブコーチ、リワーク支援など
コレワーク四国 (矯正就労支援情報センター室)	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	0120-29-5089	令和2年6月末まではコレワーク近畿が対応します。フリーダイヤルをご利用ください。
NPO法人愛媛県就労支援事業者機構	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-6158	保護観察対象者等の就労支援、協力雇用主の拡大活動等
ジョブカフェ愛work	790-0012	松山市湊町3-4-6	089-913-8686	若者向け就職支援（学生、就労者含む）
えひめ若者サポートステーション	790-8587	松山市湊町5-1-1	089-948-2832	若年無職者（学生を除く15歳～39歳）の就労支援

### 県内の支援（サービス提供）窓口

#### 更生保護団体

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
愛媛県保護司会連合会	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	松山保護観察所内
愛媛県更生保護女性連盟	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	松山保護観察所内
更生保護法人愛媛県更生保護会	790-0056	松山市土居田町280-1	089-972-0714	
更生保護法人愛媛県保護観察協会	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	松山保護観察所内
愛媛県BBS連盟	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	松山保護観察所内

#### 更生保護サポートセンター

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
四国中央地区更生保護サポートセンター	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-24-8091	
新居浜地区更生保護サポートセンター	792-0022	新居浜市徳常町2-7	0897-32-4520	
西条地区更生保護サポートセンター	799-1394	西条市周布349-1	0898-35-3441	
今治地区更生保護サポートセンター	794-0027	今治市南大門町2-5-1	0898-33-1033	
松山地区更生保護サポートセンター	790-0053	松山市竹原2-7-30	089-916-4109	
伊予地区更生保護サポートセンター	799-3113	伊予市米湊821-13	089-982-2168	
上浮穴地区更生保護サポートセンター	791-1501	上浮穴郡久万高原町上黒岩2913	080-1995-3543	

大洲地区更生保護サポートセンター	795-0052	大洲市若宮625-4	0893-57-6577	
八幡浜地区更生保護サポートセンター	796-0202	八幡浜市保内町宮内1-127	0894-37-2380	
西予地区更生保護サポートセンター	797-0015	西予市宇和町卯之町3-497	0894-89-2059	
宇和島地区更生保護サポートセンター	798-0003	宇和島市住吉町1-6-16	0895-28-9201	
南宇和地区更生保護サポートセンター	798-4408	南宇和郡愛南町一本松5048-2	0895-73-7050	

## その他支援機関・団体等

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）	791-8069	松山市吉野町3860	089-952-2846	青少年支援
愛媛県地域生活定着支援センター	790-0855	松山市持田町3-8-15	089-921-8353	愛媛県社会福祉協議会内
愛媛県警察少年サポートセンター	790-0006	松山市南堀端町2-2 県警少年課内	089-934-0110	青少年支援
愛媛県人権啓発センター	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-941-8037	
愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）	790-0811	松山市本町7-2	089-922-5040	管轄：松山市、今治市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町
愛媛県東予子ども・女性支援センター（児童相談所）	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000	管轄：新居浜市、西条市、四国中央市
愛媛県南予子ども・女性支援センター（児童相談所）	798-0080	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245	管轄：宇和島市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町
愛媛県心と体の健康センター	790-0811	松山市本町7-2	089-911-3880	
四国中央保健所	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-53	0896-23-3360	管轄：四国中央市
西条保健所	793-0042	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	管轄：新居浜市、西条市
今治保健所	794-0042	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	管轄：今治市、上島町
松山市保健所	790-0813	松山市萱町6-30-5	089-911-1800	管轄：松山市
中予保健所	790-8502	松山市北持田町132	089-941-1111	管轄：東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111	管轄：八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	798-0036	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	管轄：宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

## 高齢者就労機会提供窓口

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
公益社団法人松山市シルバー人材センター	790-0808	松山市若草町8-3	089-933-7373	
公益社団法人今治市シルバー人材センター	794-0033	今治市東門町5-840-4	0898-22-2003	
公益社団法人宇和島市シルバー人材センター	798-0003	宇和島市住吉町1-6-16	0895-23-3355	
公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター	796-0202	八幡浜市保内町宮内1-260	0894-36-3751	
公益社団法人新居浜市シルバー人材センター	792-0034	新居浜市滝の宮町2-1	0897-33-2400	
公益社団法人西条市シルバー人材センター	799-1101	西条市小松町新屋敷甲496	0898-76-3670	
大洲市シルバー人材センター	795-0084	大洲市東大洲270-1	0893-23-0312	
公益社団法人伊予市シルバー人材センター	799-3114	伊予市灘町363	089-946-7377	
公益社団法人四国中央市シルバー人材センター	799-0111	四国中央市金生町下分825-1	0896-57-0455	
一般社団法人西予市シルバー人材センター	796-0807	西予市三瓶町朝立1-360-1	0894-33-0190	
東温市シルバー人材センター	791-0212	東温市田窪300-2	089-955-5535	
久万高原町シルバー人材センター	791-1206	久万高原町上野尻乙246-1	0892-21-3185	
松前町シルバー人材センター	791-3120	松前町大字筒井710-1	089-984-6044	
砥部町シルバー人材センター	791-2116	砥部町原町249	089-958-7776	
内子町シルバー人材センター	791-3392	内子町内子1515	0893-44-3820	
伊方町シルバー人材センター	796-0301	伊方町湊浦1995-1	0894-38-2360	
愛南町シルバー人材センター	798-4110	愛南町御荘平城2139	0895-73-2900	
公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会	790-0001	松山市一番町1-14-10	089-915-1420	

## 愛媛県指定住宅確保要配慮者居住支援法人

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
ホームネット株式会社	169-0072	東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー	0120-460-560	
NPO法人ささえる	791-1121	松山市中野町177-4	089-909-6412	
一般社団法人くらしの窓口	790-0012	松山市湊町4-11-19	089-915-1888	
NPO法人SHARE LIFE DESIGN	790-0961	松山市日の出町2-27	089-906-8600	
株式会社あんしんサポート	814-0134	福岡県福岡市城南区飯倉1-6-25	0120-34-1881	
NPO法人えひめ住まいと暮らしのサポートセンター	791-0211	東温市見奈良1540-20	089-964-8500	

## 公営住宅（県営・市町営）入居支援

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
<b>（県営住宅）</b>				
愛媛県東予地方局建築指導課	793-0042	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	四国中央市、新居浜市、西条市内の県営住宅
愛媛県今治土木事務所管理課	794-8502	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	今治市内の県営住宅
愛媛県県営住宅管理グループ	790-0878	松山市勝山町2-21-5	089-998-6671	松山市、伊予市、東温市、砥部町内の県営住宅
愛媛県中予地方局建築指導課	790-8502	松山市北持田町132	089-909-8393	松山市、伊予市、東温市、砥部町内の県営住宅
愛媛県八幡浜土木事務所管理課	796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市内の県営住宅
愛媛県南予地方局建築住宅課	798-8511	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	宇和島市内の県営住宅
<b>（市・町営住宅）</b>				
松山市営住宅管理センター	790-0003	松山市三番町4-9-9	089-993-5010	
松山市住宅課	790-8571	松山市二番町4-7-2	089-948-6498	
今治市住宅管理課	794-8511	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1567	
宇和島市建築住宅課	798-8601	宇和島市曙町1	0895-49-7028	
八幡浜市財政課	796-8501	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111	
新居浜市建築住宅課	792-8585	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1277	
西条市施設管理課	793-8601	西条市明屋敷164	0897-56-5151	
大洲市都市整備課	795-8601	大洲市大洲690-1	0893-24-1759	
伊予市都市整備課	799-3193	伊予市米湊820	089-982-1111	
四国中央市建築住宅課	799-0413	四国中央市中曾根町500	0896-28-6184	
西予市建設課	797-8501	西予市宇和町卯之町3-343-1	0894-62-6410	
東温市都市整備課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4412	
上島町建設課	794-2592	上島町弓削下弓削210	0897-77-2500	
久万高原町建設課	791-1201	久万高原町久万212	0892-21-1111	
松前町まちづくり課	791-3192	松前町大字筒井631	089-985-4122	
砥部町建設課	791-2195	砥部町宮内1392	089-962-6010	
内子町建設デザイン課	795-0392	内子町平岡甲168	0893-44-2111	
伊方町建設課	796-0301	伊方町湊浦1993-1	0894-38-2656	
松野町建設環境課	798-2192	松野町大字松丸343	0895-42-1111	
鬼北町建設課	798-1395	鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111	
愛南町財産管理課	798-4196	愛南町城辺甲2420	0895-72-7310	

## 福祉事務所（県及び市）

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
愛媛県東予地方局地域福祉課	793-0042	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	管轄：上島町
愛媛県中予地方局地域福祉課	790-8502	松山市北持田町132	089-909-8756	管轄：久万高原町、松前町、砥部町
愛媛県南予地方局地域福祉課	798-8511	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	管轄：松野町、鬼北町、愛南町
愛媛県南予地方局八幡浜支局福祉室	796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	0894-23-2250	管轄：内子町、伊方町
松山市福祉事務所	790-8571	松山市二番町4-7-2	089-948-6394	
今治市福祉事務所	794-8511	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1523	
宇和島市福祉事務所	798-8601	宇和島市曙町1	0895-24-1111	
八幡浜市福祉事務所	796-8501	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111	
新居浜市福祉事務所	792-8585	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1240	
西条市福祉事務所	793-8601	西条市明屋敷164	0897-56-5151	
大洲市福祉事務所	795-8601	大洲市大洲690-1	0893-24-1715	
伊予市福祉事務所	799-3193	伊予市米湊820	089-982-7330	
四国中央市福祉事務所	799-0497	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6146	
西予市福祉事務所	797-8501	西予市宇和町卯之町3-343-1	0894-62-6428	
東温市福祉事務所	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4406	

※県の福祉事務所では福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管

## 郡部福祉関係課

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
上島町住民課	794-2592	上島町弓削下弓削210	0897-77-2500	
久万高原町保健福祉課	791-1201	久万高原町久万212	0892-21-1111	
松前町福祉課	791-3192	松前町大字筒井631	089-985-2111	
砥部町介護福祉課	791-2195	砥部町宮内1392	089-962-2323	
内子町保健福祉課	795-0392	内子町平岡甲168	0893-44-2111	
伊方町保健福祉課	796-0301	伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211	
松野町保健福祉課	798-2192	松野町大字延野々1406-4	0895-42-0708	
鬼北町保健介護課	798-1395	鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111	
愛南町保健福祉課	798-4196	愛南町城辺甲2420	0895-72-1211	

## 生活困窮者自立支援制度の相談窓口

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山市社会福祉協議会	790-0002	松山市二番町4-7-2 市役所別館1階	089-948-6875	自立相談支援窓口
今治市社会福祉協議会	794-0026	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1513	くらしの相談支援室
宇和島市役所	798-8601	宇和島市曙町1	0895-49-7109	くらしの相談窓口
八幡浜市社会福祉協議会	796-0010	八幡浜市松柏乙1101	0894-23-2940	地域福祉課
新居浜市社会福祉協議会	792-0031	新居浜市高木町2-60	0897-47-4976	自立相談支援センター
西条市社会福祉協議会	799-1371	西条市周布606-1 西条市東予総合福祉センター内	0898-64-2600	西条市自立相談支援センター
大洲市社会福祉協議会	795-0064	大洲市東大洲270-1	0893-23-0313	大洲市くらしの相談支援センター
伊予市社会福祉協議会	799-3127	伊予市尾崎3-1	089-982-0393	生活相談支援センター
四国中央市社会福祉協議会	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6101	四国中央市生活相談支援センター
西予市役所	797-8501	西予市宇和町卯之町3丁目 434-1	0894-62-1150	福祉総合相談センター
東温市社会福祉協議会	791-0212	東温市田窪300-2	089-955-5535	地域福祉課 くらしの相談支援室

上島町社会福祉協議会	794-2550	上島町生名2133-3	0897-76-2638	くらしの相談支援室
久万高原町社会福祉協議会	791-1501	久万高原町上黒岩2920-1	0892-56-0750	くらしの相談支援室
松前町社会福祉協議会	791-3120	松前町大字筒井710-1	089-985-3200	くらしの相談支援室
砥部町社会福祉協議会	791-2132	砥部町大南719	089-962-7100	くらしの相談支援室
内子町社会福祉協議会	791-3392	内子町内子1515	0893-44-3820	くらしの相談支援室
伊方町社会福祉協議会	796-0822	伊方町湊浦1995-1	0894-38-2360	くらしの相談支援室
松野町社会福祉協議会	798-2101	松野町大字松丸1661-13	0895-42-0794	くらしの相談支援室
鬼北町社会福祉協議会	798-1341	鬼北町近永782	0895-45-3709	くらしの相談支援室
愛南町社会福祉協議会	798-4101	愛南町御荘菊川1157	0895-73-7776	くらしの相談支援室
愛媛県保健福祉課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2385	

## 障害者就業・生活支援センター

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
ジョブあしすとUMA	799-0405	四国中央市三島中央3-13-12	0896-23-6558	圏域：宇摩
エール	792-0032	新居浜市政枝町2-6-42	0897-32-5630	圏域：新居浜・西条
あみ	794-0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811	圏域：今治
えひめ障害者就業・生活支援センター	790-0843	松山市道後町2-12-11	089-917-8516	圏域：松山
ねっとworkジョイ	797-0015	西予市宇和町卯之町5-349	0894-62-7887	圏域：八幡浜・大洲
きら	798-0039	宇和島市大宮町3-2-10	0895-22-0377	圏域：宇和島

## 地域包括支援センター

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山市地域包括支援センター 桑原・道後	790-0855	松山市持田町1-3-30	089-993-5666	
松山市地域包括支援センター 石井・浮穴・久谷	790-0832	松山市東石井7-3-32	089-957-0808	
松山市地域包括支援サブセンター 浮穴・久谷	791-1123	松山市東方町甲1272-1	089-905-8889	
松山市地域包括支援センター 小野・久米	790-0925	松山市鷹子740	089-970-3761	
松山市地域包括支援センター 東・拓南	790-0864	松山市築山町5-11	089-915-7760	
松山市地域包括支援センター 雄郡・新玉	790-0011	松山市千舟町8丁目128-1	089-993-7220	
松山市地域包括支援センター 味酒・清水	790-0823	松山市清水町3丁目15	089-911-1135	
松山市地域包括支援センター 垣生・余土	790-0043	松山市保免町4丁目5-25	089-989-7600	
松山市地域包括支援センター 生石・味生	791-8056	松山市別府町177-1	089-953-3888	
松山市地域包括支援センター 三津浜	791-8066	松山市祓川2丁目10-23	089-953-1130	
松山市地域包括支援センター 中島	791-4501	松山市中島大浦1626 松山市役所中島支所3階	089-997-0454	
松山市地域包括支援センター 城北	799-2651	松山市堀江町甲338-2	089-911-8005	
松山市地域包括支援センター 北条	799-2436	松山市河野別府937-1	089-992-0117	
松山市基幹型地域包括支援センター	790-0002	松山市二番町4丁目7番地2	089-948-6949	
今治市地域包括支援センター 美須賀・立花	794-0037	今治市黄金町二丁目2番地5	0898-55-8872	
今治市地域包括支援センター 日吉・近見	794-0054	今治市北日吉町一丁目11番 17号	0898-22-7960	
今治市地域包括支援センター 西・南	794-0085	今治市別名272番地	0898-33-7861	
今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川	794-0102	今治市玉川町大野甲86番地 1	0898-36-8330	
今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間	799-2205	今治市大西町宮脇甲501番 地2	0898-53-5540	
今治市伯方地域包括支援センター	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930番 地1	0897-72-1065	
今治市伯方地域包括支援センター サブセンター大島	794-2114	今治市吉海町名1466番地	0897-84-4110	

今治市伯方地域包括支援センター サブセンター大三島	794-1306	今治市大三島町野々江2435 番地2	0897-83-1110	
今治市高齢介護課 地域包括支援担 当	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1	0898-36-1528	
宇和島市地域包括支援センター	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7019	
八幡浜市地域包括支援センター	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	0894-24-3918	
新居浜市地域包括支援センター	792-8585	新居浜市一宮町1-5-1 市 役所内	0897-65-1245	
西条市地域包括支援センター	793-8601	西条市明星敷164番地	0897-52-1412	
西条市サブセンター西部	799-1371	西条市周布349番地1	0898-64-5613	
大洲市地域包括支援センター	795-0012	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111	
大洲市サブセンター大洲中央	795-0012	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111	
大洲市サブセンター大洲西	799-3401	大洲市長浜甲480番地の3	0893-52-1111	
大洲市サブセンター大洲東	797-1504	大洲市肱川町山鳥坂72番地 1	0893-34-2340	
伊予市地域包括支援センター	799-3113	伊予市米湊1212番地5	089-909-6260	
四国中央市地域包括支援センター	799-0404	四国中央市三島宮川4丁目 6-55 市役所内	0896-28-6147	
西予市地域包括支援センター	797-1212	西予市野村町野村12号15号 番地	0894-72-0022	
西予市地域包括支援センター（支 所）	797-0015	西予市宇和町卯之町四丁目 746番地	0894-62-7730	
東温市地域包括支援センター	791-0212	東温市田窪300-2	089-955-0150	
上島町地域包括支援センター	794-2550	上島町生名2133-4	0897-76-2261	
上島町地域包括支援センター岩城サ ブセンター	794-2492	上島町岩城2239	0897-74-0755	
上島町地域包括支援センター弓削サ ブセンター	794-2503	上島町弓削上弓削1907-1	0897-77-3700	
上島町地域包括支援センター魚島 （包括センター窓口）	794-2540	上島町魚島1番耕地1367-2	0897-74-1120	
久万高原町地域包括支援センター	791-1201	久万高原町久万212番地	0892-50-0230	
松前町地域包括支援センター	791-3120	松前町筒井710-1	089-985-4205	
砥部町地域包括支援センター	791-2120	伊予郡砥部町宮内1392番地	089-962-6118	
砥部町地域包括支援センター広田サ ブセンター	791-2205	伊予郡砥部町総津409番地	089-969-2111	
内子町地域包括支援センター	795-0303	喜多郡内子町平岡甲168番 地	0893-44-2111	
伊方町地域包括支援センター	796-0301	伊方町湊浦1993番地1	0894-38-2652	
松野町地域包括支援センター	798-2102	北宇和郡松野町大字延野々 1406-4	0895-42-1933	
鬼北町地域包括支援センター	798-1341	鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111	
愛南町地域包括支援センター	798-4131	南宇和郡愛南町城辺甲2420 番地	0895-72-7325	



愛媛県再犯防止推進会議設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県における再犯の防止に関する施策を推進するため、愛媛県再犯防止推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 愛媛県再犯防止推進計画（仮称）の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、愛媛県における再犯防止の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関・団体等から推薦のあった職員等及び知事が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を各1名置く。
- 3 会長は委員の互選によって選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 第2条に掲げる協議事項のうち、個別事項について協議等を必要とする場合は、その事項に関係した委員を招集して会議を開催することができる。
- 3 会長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第5条 推進会議の出席者は、会議等により知り得た秘密を他人に漏らし、また自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民環境部県民生活局県民生活課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、令和3年3月31日とする。

(別表)

愛媛県再犯防止推進会議構成機関・団体等

区 分	関係機関・団体等
国関係機関	大阪矯正管区矯正就労支援情報センター一室
	高松矯正管区
	松山保護観察所
	松山地方検察庁
	松山刑務所
	松山学園
	松山少年鑑別所
	愛媛労働局
民間団体	愛媛県保護司会連合会
	愛媛県更生保護女性連盟
	更生保護法人愛媛県更生保護会
	更生保護法人愛媛県保護観察協会
	愛媛県BBS連盟
	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
	愛媛県民生児童委員協議会
	愛媛弁護士会
	一般社団法人愛媛県社会福祉士会
	愛媛県商工会議所連合会
	愛媛県商工会連合会
	特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構
地方公共団体	愛媛県市長会
	愛媛県町村会
	愛媛県
有識者	愛媛大学





愛媛県イメージアップキャラクター こみきちゃん

発行：愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課  
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

TEL：089-912-2336

FAX：089-912-2299